

山形県中学校体育連盟主催大会(総体・駅伝・新人)災害緊急時対応要項

山形県中学校体育連盟

1 目的・方法

自然災害及び緊急事態の発生に際して、主管する各開催地区中体連（以下「開催地」）や各専門部を加えた各実行委員会（以下「実行委員会」）は、主催者である山形県中学校体育連盟（以下、「県中体連」）、山形県教育委員会、関係競技団体等と連携をとりながら、適切に対応することを目的とする。

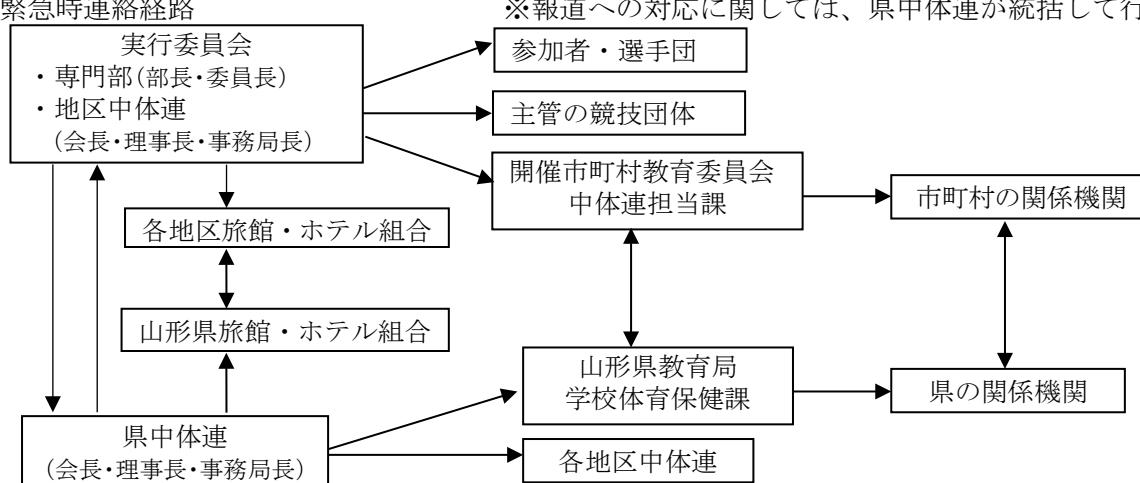
- (1) 自然災害及び緊急事態発生の際は、実行委員会または開催地が対応の窓口となる。
- (2) 実行委員会は、大会期間中は県中体連及び関係機関と連絡できる体制を整え、事態に対応する。

2 大会運営の基本

- (1) 開催基準に応じた大会期間とするが、自然災害及び緊急事態が発生した場合、1日の順延を認める。ただし、屋内・屋外とも順延期間内で実施不可能な場合は、実行委員会（県専門部・開催地を含む）と県中体連とで協議し、以後の大会運営について判断する。
- (2) 上位大会への県代表出場校・選手の決定を優先とし、順位決定戦の実施は状況に応じて判断する。

3 対応の流れ

- (1) 緊急時は正確な情報の収集と整理が必要となるため、実行委員会は正確に情報を把握し、初期対応を適切に行う。
- (2) 実行委員会は、「発生時間、発生場所、対象（人的、物的、気象的）、発生状況、初期対応内容等」を県中体連へ速やかに報告する。
- (3) 緊急時連絡経路



4 自然災害の対応

- (1) 通常の自然災害（熱中症予防対応含む）に際しては、専門部の原案をもとに実行委員会が競技実施の判断を行い、県中体連会長の決裁によって決定する。判断の際には、選手・役員の安全の確保が最優先される。
- (2) 落雷事故防止として、事前に天気予報を確認し、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画に変更・中止等適切な措置を講ずること。屋外競技において雷発生時には、次の通りに対応する。
 - ・雷鳴がかすかにでも聞こえた段階で競技を中止し、安全な建物内等に避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難場所がない場合は、姿勢を低くする。
- (3) 大規模な災害（大地震、巨大台風等）に際して、全県規模におよぶ災害の場合には県中体連が、限られた地域の災害の場合には実行委員会と開催地と県中体連が、関連機関との連携を図りながら対応策を検討する。
- (4) 対応の手順
 - ① 実行委員会は、開催地自治体と連携をとりながら「防災気象情報」や「警戒レベル」「行動を促す情報」、また会場や周辺状況・各交通機関の状況等の正確な情報を把握し、初期対応（特に、選手団・役員の安全確保）を適切に行う。（救急病院一覧に防災担当者の連絡先を記載）
 - ② 実行委員会は競技実施の可否を①会期前日15時②大会当日の朝③会期中の3段階で判断し、県中体連会長の決裁を仰ぐ。**※原則として、警戒レベル3以上【別紙参照】での実施はしない**
 - ③ 実行委員会は「3 対応の流れ (3) 緊急時連絡経路」に基づき、関係団体・機関へ連絡する。同時に、事前に確認していた連絡方法で選手団へ速やかに連絡をする。
 - ④ 実行委員会は順延日時・会場・試合方法等を判断し、県中体連会長の決裁を仰ぐ。
 - ⑤ ④の決定内容について選手団や関係団体・機関へ連絡する。（県中体連HPの活用）

【熱中症予防対応】 ※「8 熱中症防止の対応」も参照しながら対応する。

- ① 実行委員会は、「環境庁熱中症予防情報サイト」「熱中症警戒アラート」、また会場の気象状況等の正確な情報を把握し、実施について慎重に判断する。
- ② 実行委員会は競技実施の可否を①会期前日 17時30分 ②大会当日の朝 ③会期中の3段階で判断し、県中体連会長の決裁を仰ぐ。※原則として、WBGT31℃以上での実施はしない
- ③～⑤ 上記と同様

5 重大事故の対応

- (1) 緊急重大疾患、心肺停止等に際しては、的確な状況の把握と措置の判断のもと、早急な応急処置と119番通報を行う。AEDを必ず確保し、対応できる体制にする。(AED一覧参照)
- (2) 事件・事故による死亡、傷害に際しては、警察への緊急連絡と県中体連、関係機関への連絡を速やかに行う。会場においては放送等を活用し、冷静かつ迅速に安全を確保する。

6 食中毒の対応

- (1) 原則として保健所・病院と連絡をとり、その指示・指導を受ける。ノロウイルス等の対応も同様。
- (2) 宿泊先では、当該施設や旅館協同組合が発症者への対応と緊急措置を行う。(食事内容の保存、保健所への連絡等の義務があるため)

7 感染症（麻疹・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）の対応

- (1) 発熱と発疹等の症状の場合は早急に医療機関に搬送する。感染症（学校保健安全法施行規則に定める「学校感染症」）であることが確認された段階で、感染拡大防止の観点から出場停止とする。
- (2) 発症した選手の同地区、同宿泊所の選手の健康観察を丁寧に行いうよう監督に連絡する。
- (3) 学級閉鎖や学年閉鎖、休校等は学校設置者の判断となることから、当該校の参加や出場についてはその指示に従う。
- (4) 出場チーム数に大幅な変動等がある場合は、「3 対応の流れ」に従って検討する。

8 熱中症防止の対応

- (1) 会場等のWBGT等を事前に確認の上、活動の可否を判断すること。また、活動中も適宜確認・判断すること。判断基準は、以下の通りとする。【別紙参照】
 - ・ WBGT31℃以上の場合は、原則活動中止とする。もしくは、時間を変更するなどして対応する。
 - ・ WBGT31℃未満であっても、生徒の健康観察を行った上で、参加の可否を判断するとともに、こまめな水分・塩分補給や休憩の確保等の健康管理を徹底すること。
 - ・ 暑さにより、生徒・役員の安全確保が危惧される場合は「3 対応の流れ」に従って検討する。
- (2) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に適切な対応を図ること。(水分・塩分の補給、身体の冷却、医療機関への受診勧奨・搬送等)
- (3) 別紙「中体連主催事業における熱中症予防行動の留意点」に従って行動すること。

9 Jアラート（全国瞬時警報システム）による緊急時の対応

- (1) 参加選手及び監督・コーチ、役員、応援者等の安全を第一に考えて、安全が確認できるまでは競技を中断し、安全が確認された後、競技を再開する。
- (2) 対応の手順は以下の通りとする。選手の状況により競技時間等を柔軟に変更する。



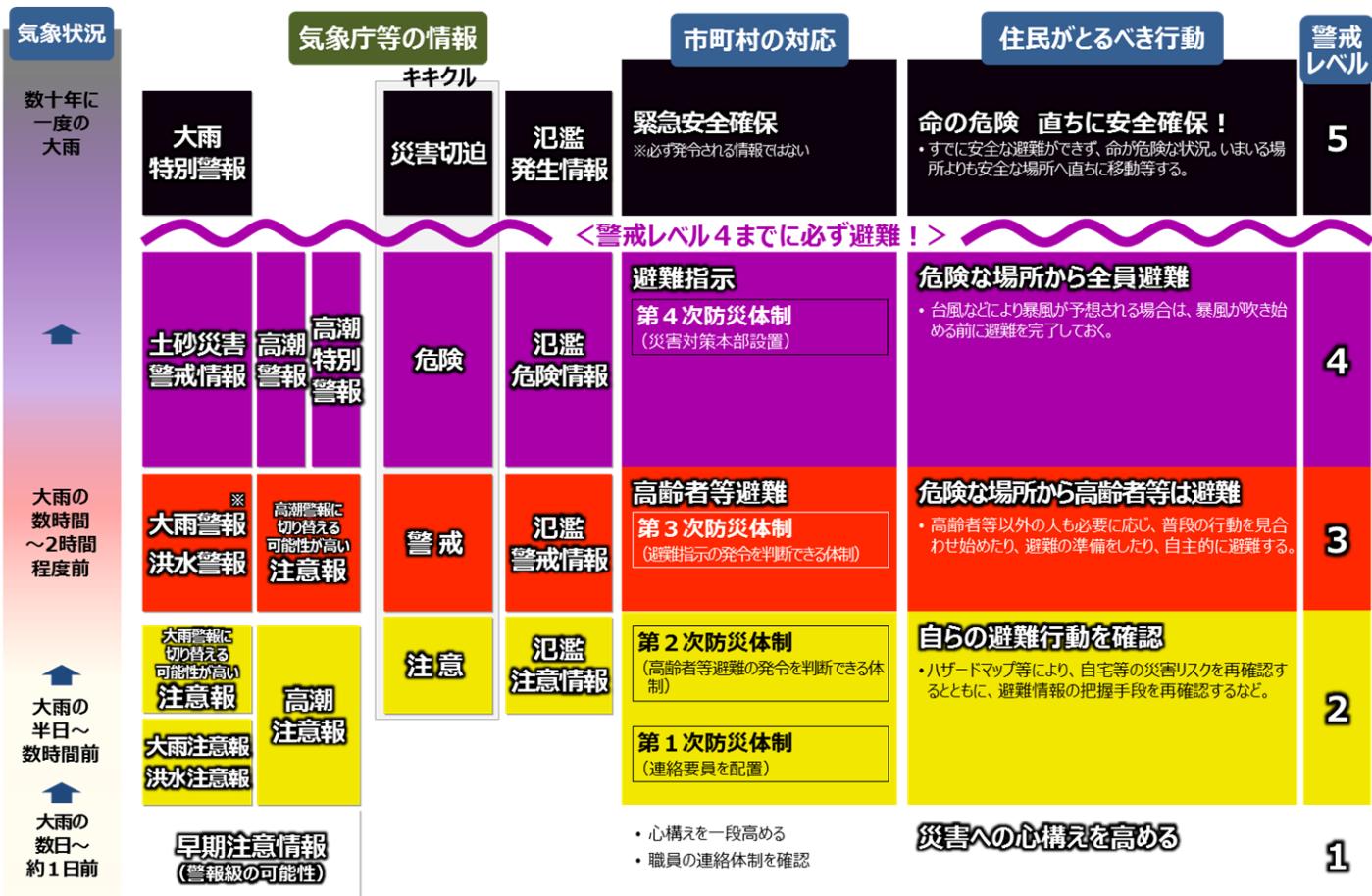
【競技後】 状況によって【競技前】【競技中】の対応に準じる。

- (3) 競技実施の有無の判断
 - ・ 公共機関や報道機関から出される緊急情報ネットワークシステムの情報(Em-Net)により、ミサイルの通過位地、落下距離・場所等により関係機関と相談の上判断する。
 - ・ 着弾または落下が会場近郊の場合は、大会を中止する。会場遠方の場合は、状況に応じて判断する。領海内や領空内通過の場合は、予定通り大会を実施する。

10 その他

- (1) 保健所・消防署（必要に応じて医師会等）と事前に緊急時連絡先や対応について確認しておく。
- (2) 年度ごとに、緊急連絡網を作成する。
- (3) 緊急地震速報への対応
 - ① 会場内すべての動きを止める。
 - ② 会場内外の役員・観客にも知らせて、安全を確保しながら自席で待機を求める。
 - ③ 避難が必要になった時は、実行委員会で誘導することを伝える。

【別紙】



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安※1	日常生活における注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)